

大口町告示第63号

大口町立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

# 大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として有料広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、雑誌購入の財源確保及び図書館サービスの充実を図るために実施する大口町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）に関し、大口町有料広告掲載事業に関する要綱（平成19年大口町告示第108号。以下「広告要綱」という。）及び大口町有料広告掲載基準（平成19年大口町告示第109号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌に広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）は、図書館が購入する雑誌の中から広告を掲載する雑誌を選定し、広告の掲載期間に応じた当該雑誌の購入費用相当額（以下「スポンサー料」という。）を負担する。

2 図書館は、スポンサーが選定した雑誌（以下「広告雑誌」という。）の最新号カバー表面に縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示し、裏面はスポンサーが作成した片面印刷のもので最新号カバーに収まるサイズの広告を掲載する。

3 広告雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

## (スポンサー及び広告の対象)

第3条 スポンサーは、掲載基準第4条に規定する業種又は事業者に該当するものは対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、広告要綱第3条第1項及び掲載基準第5条に該当するものは、広告掲載の対象としない。

## (募集)

第4条 スポンサーの募集は、大口町ホームページ、広報おおぐち等により行う。

(申込み)

第5条 スポンサーになろうとする者（以下「申込者」という。）は、大口町立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1）に掲載する廣告案を添えて、町長に提出しなければならない。

(廣告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の申込みがあった時は、廣告掲載の可否を決定し、その結果を大口町立図書館雑誌スポンサー制度掲載可否決定通知書（様式第2）により、申込者に通知する。

2 町長は、廣告掲載可の決定を行うに際して、廣告の内容、デザイン等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定により廣告掲載可の決定を受けたスポンサーと廣告掲載契約を交わすものとする。

(スポンサー料の支払い)

第7条 スポンサーは、町が指定する期日までに、スポンサー料を一括先払いしなければならない。

(廣告原稿の提出)

第8条 スポンサーは、町が指定する期日までに廣告原稿を図書館に提出しなければならない。

2 図書館長は、廣告原稿の提出があったときは、その内容が廣告掲載の申込み時における廣告案と相違ないこと並びに決定の際に付した条件及び指示に反しないことを確認するものとする。

3 スポンサーは、廣告の内容等の変更を四半期ごとにすることができる。この場合において、大口町立図書館雑誌スポンサー廣告変更届（様式第3）に掲載しようとする廣告案を添えて町長に提出し、廣告内容の審査を受けなければならない。

(廣告掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、町長が掲載を決定した月の翌月から当該年度内とする。ただし、広告掲載の決定が2月から3月になる見込みのときは、スポンサーとの協議により、翌年度の4月からとすることができます。

(広告掲載の中止)

第10条 スポンサーは、広告掲載を中止するときは、大口町立図書館雑誌スポンサー制度中止届（様式第4）を提出しなければならない。なお、年度途中に広告掲載の中止をした場合において、すでに納付されているスポンサー料については返還しない。

2 広告の掲載期間満了の2月前までに前項の中止届の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌が休刊等した場合の措置)

第11条 スポンサーが選定した雑誌が休刊等した場合は、図書館と協議の上、スポンサーが別の雑誌を選定する。

(スポンサーの責務)

第12条 スポンサーは掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告の作成費用は、スポンサーの負担とする。

3 第7条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は継承させてはならない。

4 広告の掲載により第三者に損害等を与えた場合は、スポンサーにおいて解決しなければならない。

(広告の掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載する旨の決定を取り消すことができる。この場合において、町長はスポンサーに生じた損害について賠償の責めを負わない。

- (1) 第3条の規定に違反があったと認めるとき。
- (2) スポンサー料が、町が指定する期日までに納付されないとき。
- (3) 広告原稿が、町が指定する期日までに提出されないとき。
- (4) 広告原稿が、広告案と著しく相違するとき。

(5) スポンサーが、決定の際に付した条件及び指示に従わないとき。

(6) その他町長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第63号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

大口町立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

大口町長

様

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

F A X

E-m-a-i-l

代表者職氏名

担当者氏名

大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条の規定により、広告案を添えて、次のとおり申し込みます。

広告掲載雑誌名	
掲載期間	
広告掲載料金	
備考	

様式第2（第6条関係）

大口町立図書館雑誌スポンサー制度掲載可否決定通知書

年　月　日

様

大口町長

印

年　月　日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 決定区分  掲載する

掲載しない

(掲載しない場合の理由 )

2 広告掲載雑誌名

3 掲載期間 年　月　日から　年　月　日まで

4 広告掲載料　金 円

5 納付期限 年　月　日

様式第3（第8条関係）

大口町立図書館雑誌スポンサー広告変更届

年　月　日

大口町長　　様

申込者　　住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

F　　A　　X

E-mai

代表者職氏名

担当者氏名

大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条の規定により、広告案を添えて、広告の変更を申請します。

広告掲載雑誌名	
掲載変更開始年月日	年　月　日
備考	

様式第4（第10条関係）

大口町立図書館雑誌スポンサー制度中止届

年 月 日

大口町長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

F A X

E-m-a-i-l

代表者職氏名

担当者氏名

大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条の規定により、中止を届けます。

広告掲載雑誌名	
掲載中止年月日	年 月 日まで
備 考	